

会議室ご利用について（必ずお読み下さい）

米子市福祉保健総合センター
指定管理者 旭ビル管理株式会社

申し込みについて

- ① 申し込み受付は使用日の5ヶ月前から可能です。
（※米子市の主催事業及び福祉保健事業でご使用される際は、別途ご相談下さい）
使用許可については、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、事前に提出して下さい。
- ② 使用料は基本的に前払いとなっております。申し込み時に納入願います。
銀行振込み対応も可能です。（※口座振込手数料はご申請者様のご負担となります。）
- ③ 貸出時間は、午前9時から午後9時迄です。10分前から入室可能となります。
*準備・片付けも使用時間内に含まれます。

使用料について

- ④ 申込時間を超過する場合は、1時間単位にて規定の使用料を頂きます。
- ⑤ キャンセル料について
 - 自然災害等で当施設の使用できなくなった場合、既納利用料の全額を還付いたします。
（還付時の振込手数料は当方で負担いたします）
 - お客様の都合により使用を取り止めた場合は、別表の区分に応じた割合のキャンセル料をお支払いいただきます。（使用を取り止める場合、所定の申請書の提出が必要となります）
（還付時の振込手数料はお客様のご負担となります）
- ⑥ 冷暖房期以外の期間において冷暖房を希望される場合は、別途料金を頂きます。
但し、時期により対応できない事がございますのでご了承下さい。

使用許可の取り消しについて

- ⑦ 次の場合には使用許可を取り消し、使用を中止して頂きます。
 - 「米子市福祉保健総合センター」の条例や施行規則に違反したとき
 - 公の秩序を乱したとき。また、許可なく使用目的や内容を変更したとき

諸注意

- ⑧ 使用後の机・椅子などは所定の位置に戻し、原状復帰して下さい。
また、会議室の使用に当たって発生したゴミ等は、お持ち帰り下さい。
- ⑨ 会議室の備品を破損された場合は、費用弁償して頂きます。
- ⑩ 施設内の壁などには、傷がつくような押しピン、釘類などを使用しないでください。
- ⑪ 駐車場は敷地内駐車場をご利用下さい。駐車券を持参の上、館内設置の処理機に通して下さい。
ご利用者は、駐車料金が無料となります。（140台程度）
駐車利用台数に限りがございますので、あらかじめ公共交通機関のご利用、乗り合わせでのご来場を案内して下さい。また、多人数の参加者が予想される場合は、駐車場整理担当者様の配置をお願い致します。
- ⑫ 会場で使用される荷物等はトラブル防止の為、使用日にご申請者様立会いで直接受け取り下さい。
（※前日以前に当館宛着をご希望される場合には、必ず事前にご連絡願います）
- ⑬ 館内へのアルコールの持込み、及び館内での飲酒は固くお断り致します。
尚、ご使用にあたって不明な点等がございましたらお気軽に受付にお尋ね下さい。